令和3年度 第1回

茨 木 市 景 観 審 議 会

— 会議録—

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回茨木市景観審議会
開催日時	令和3年7月29日(木)10時00分開会・11時45分閉会
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
会 長	加賀 有津子
出 席 者	[委 員] 加我 宏之、高砂 正弘、藤本 英子、山口 敬太 〈以上学識経験者〉 黒川 宗範、綿谷 賢治、谷田 公宏 〈以上関係団体〉
	池田 恵次、稲津 ちさと <以上市民>
	(以上、計9名)
	[アドバイザー]
	中井川 正道、武田 重昭、松本 邦彦
欠 席 者	加賀 有津子、藤本 英子
事 務 局	井上副市長、岸田都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、 中島都市政策課まちづくり係長
議題(案件)	中心市街地等における景観形成・保全推進事業について
	1 取組の背景と目的
	2 東西軸の取組
	3 在郷町エリアの取組
	4 屋外広告物の取組
傍 聴 者	4名

	議 事 の 経 過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
○中島係長	ただ今から令和3年度第1回茨木市景観審議会を開会する。 開会にあたり、井上副市長からあいさつを申し上げる。
○井上副市長	(あいさつ)
○中島係長	感染症予防の対応についてご説明申し上げる。 各委員においては、審議会中はマスクの着用をお願いする。また、席の 間隔をあける、出入り口に消毒用アルコールを設置する、窓を開けて換気 を行うなどの対応を行っている。
○中島係長	本日の出席状況であるが、委員総数 10 名のところ、出席者は8名となっており、茨木市景観条例施行規則第 19 条第6項の規定により、会議は成立している。 なお、加賀会長、藤本委員からは欠席の連絡をいただいている。 本日は4名の方が傍聴されている。
○中島係長	今回の審議会より、新たに茨木市景観アドバイザーにもご参画いただく こととしているので、委員の皆様を紹介する。 (景観審議会委員、景観アドバイザーを順次紹介)
○中島係長	本来であれば、茨木市景観条例施行規則第 19 条第 5 項の規定により、加賀会長に審議会の運営をいただく予定だったが、ご都合により欠席されているので、会長から言付けのあった、大阪府立大学の加我委員に運営をお願いしたい。
○加我委員	本日の予定案件は、「中心市街地等における景観形成・保全事業について」である。この事業については、今年2月の景観審議会で概要説明を受けたものだが、「東西軸の取組」、「在郷町エリアの取組」、「屋外広告物の取組」の3本立ての取組となっている。 令和2年度に実施した現況調査の結果と、令和3年度の取組予定等について説明を受けたうえで議論していきたいが、議論を円滑化するため、取組ごとに区切って進めていく。
○加我委員	1 東西軸の取組 それでは、まず東西軸の取組について、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)

		美	事	の	経	過		
発 言 者		議題	(案 件	+)・発	言内	容・決	定事項	
○加我委員	事務局から	の説明に	は以上で	:"ある。 <i>"</i>	何かご	意見やこ	ご質問はあ	うるか 。
○谷田委員	(1) 自動車交 取組を進め る。この点の	ていくし				-	していく	かが重要であ
○福井次長	るが、そのた 中長期的な取	めには ^に 組になる	中心市街 るだろう	f地の交	通量を	減らすこ	ことが必要	というのがあ 要であるなど、 なればと考え
○池田委員	て、くし刺し 思うが、その	で南北の 見通し7 、阪急個)道路を などはと 側の南北	通してい ごうか。 Z交通が§	いくよ	うなこと その点の	も必要に 改善は考	リートに対し なってくると えられている
○福井次長	でに整理すべ 今回の景観 の中で、でき 化に向けた機	き課題/ 形成のF ることが 運醸成/ ても、J	は多い。 取組は、 いら始め こもなれ 頁いたご	将来を! っていこ。 ぃばとい	見据え うとい うとこ	つつも、 うものて ろである	まずは現 ごあり、そ る。	がで、実現ま 出状の道路環境 れが一方通行 がく中での参
○加我委員	行者にどう割	り振っ ^っ プなどの	ていく <i>の</i> の実施に	かといこあたって	う議論	になって	ていくと思	・自転車・歩思うので、市民 として、丁寧に
○高砂委員	(2) 取組の最終 取組の最終 うのだがどう	的な目標			う少し	明確にし	ておいた	方がいいと思
○福井次長								沿道の土地利 それぞれのエ

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	リアの特色を活かしていく方向になろうかと考えている。
○加我委員	資料 34 ページでは、令和 3 年度の到達目標として、「メインストリートとしての中央通り及び東西通りそれぞれの性格付けを行い」と記載されているが、高砂委員のご質問は、このイメージがまだわいていないということだと思う。
	この到達目標の根底には、「沿道の土地利用などが通りごと、エリアごとで異なる」という現状認識があるのだと思う。今後、何がどう異なっているのかをより具体的に導き出して、エリアごとの性格付けを行っていく過程が非常に重要になると思う。
○黒川委員	エリアごとの性格付けだけではなく、自転車と歩行者がどう移動すべきか、植栽をどう設けるかなど、通り全体として整理すべき論点もあることに留意されたい。 なお、中央通りは阪急茨木市駅から、東西通りはJR茨木駅から伸びる通りであり、市民感覚からしても、茨木市にはメインストリートが2つあると考えることは受け止めやすいだろう。
○福井次長	景観形成に関する取組ではあるが、自転車の問題などは短期的にも中長期的にも課題と捉えているので、視野に入れながら今後の検討を進めたい。
○武田委員	(3) 景観づくりの目標像 まずはトータルな景観づくりの目標像を明確にし、それに紐づく形で個別の取組がある、という全体構造に整理していく必要があると感じる。資料5ページでは、「点」を「面」に広げていく考え方が示されているが、景観施策はそのためにもっともふさわしい施策であると思う。 各拠点の位置づけや、それを面的にどう広げていくか、中央通りと東西通りの役割分担などについて、景観という側面から改めて整理することが必要ではないかと思う。資料6ページの左側の図をもう少し深掘りしていくのがよいかもしれない。
○武田委員	より具体的には、「ビスタ(両側に並木や建築物が並んだ細長い眺め)」と「アイストップ(人の視線を引き付ける対象物)」のバランスや使い分けについて考えるとよい。 基本的には都市軸としての良好なビスタ景観を創出するという位置づけかと思う。エリアごとの特徴を踏まえ、どう創出していくのかという目

	議	事	の	経	過			
発言者	議	題(案	件)・発	言内	容・決	定事	耳	
発 言 者 ○加我委員	標を示す、ないは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで	がまった とう はっとう おっとう おっとう おっとう いっとう はいい かっといい かっといい かっといい かっしょ かっしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かい	でをかなな機 いたなな機 いた なな と なる 能 い な る と と は な る と と る る る る る る る る る る る る る る ん る る ん る る ん る る ん る ん る ん る ん る ん る ん る ん ろ る ん る る ん ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ	て通どう化などのなかなかなかなかなかなかない	と、ビス 体で良の 新留空 で で で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	タな一人としてがががて	観スや使必も	観を創出す感を重視す空間を作っないか。たらいいか
	ンスケールの滞 と全体を意識し (4) 面的な視点				-	-		
○中井川委員	中央通りと東いると思うが、2についても考え それが街区内住	それに加え ておかなレ	て面的な いと、メイ	視点— ンスト	例えば2 リートカ	つの	通りの なった	中の街区―
○加我委員	東西軸は、中 視点で臨まない 可能性もある。 また、中央通 も出てくるかと	と、例えばりの阪急側	街区内住	民にと	っては住	みに	くくな	ってしまう
○黒川委員	中央通りと東 論が必要である (5)通りの現況ま	と感じる。	とつの「紡	:」の議	論ではな	2<,	「面」	としての議
○高砂委員	資料 32 ペーミ ているが、これい があればお示し	に対する具	、体的対応					
○福井次長	具体的な対応 になるが、将来は を明らかにして	的な一方通						

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	なお、滞留空間が乏しいことを課題として挙げているが、この点に関しては次年度以降社会実験的な取組も検討している。
○加我委員	資料17ページの「1階部分用途」の調査結果などから、資料28~31ページの「通りの現況まとめ」を導き出しているものと思われるが、まとめに記載されている「コンビニやドラッグストア等」「マンションの立地」などの詳細部分が、資料17ページから読み取れない。市民や事業者の理解を得ながら進めていくためには、エビデンスも含めてしっかり示していくことが必要であり、例えば「1階部分用途」については、「住居」や「サービス」というレベルではなく、一段掘り下げた示し方についても検討されたい。
○福井次長	調査結果の分かりやすい提示・共有等について検討していきたい。
○山口委員	中央通りと東西通りの現況としては、道路・歩道があまり広くなく、また自転車交通が多いということが特徴として挙げられるだろう。そうすると、道路空間だけでなく、沿道の市有地や民有地も含めて活用する方向でないと難しいのではないか。 なお、活用については、必ずしもその民有地の所有者がやる必要はなく、例えば私が関わった事例では、日曜日に診療が休みの病院の前の空間について、地域の団体が直接交渉して使わせてもらったことがある。 今回の現況調査の中で、1階部分の用途を調べられているが、それに加えて空地の大きさや平日・土日の営業状況なども分かると、今後の検討に役立つと思う。また、どこが使えて、所有者が協力的かなど、公表資料にはなりにくいかもしれないが、そうした点も探れるとよい。それは、今後行うまち歩き等で確認していってもよいかもしれない。
〇山口委員	なお、資料 31 ページの写真では、植栽帯が連続している様子が見られる。これは、乱横断防止のためにやっていることでもあるのだが、これによって歩道が狭まってしまっている側面もある。 例えば一部横断防止柵に変えて、そこをオープンスペースとして活用していく可能性もあるのではないか。このような一部改良によるモデルケース創出についても検討していけるとよい。
〇山口委員	(6) 自転車レーン 自転車レーンについてだが、路面標示も景観協議の対象にしている団体 もある。茨木市でも、路面標示が景観上重要であるという位置づけのもと、

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	早期に景観協議の対象にしていってはどうかと考える。
○加我委員	いわゆる「矢羽根」の色彩については、私もかねてより気になっていた
	ところである。風格のあるようなものになればよいと思う。
	2 在郷町エリアの取組
○加我委員	次に、在郷町エリアの取組について、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加我委員	事務局からの説明は以上である。何かご意見やご質問はあるか。
	(1)取組の方向性
○中井川委員	歴史的資源を残す、守るというのが本取組の趣旨かとは思うが、それに 加えて「創る、創造する」という視点も必要ではないかと思う。
	そして、守るにしても創るにしても、お金の問題や管理の問題が必ず出
	てくる。令和3年度は、これらの問題についてもしっかりと検討を進めてほしい。
○福井次長	歴史的資源が滅失している現状を踏まえると、守るという視点だけでは
	難しいものと認識している。では、創っていくとしてもどう創っていくのか、今年度様々な角度から模索していきたい。
○松本委員	取組に関連して、大学院として、まちの特性分析や町家の滅失が進んで
	いる要因等を分析している。結果として、町家は、住まい手がいなくなって放置されているというよりは、開発とセットになって滅失しているとい
	うことが建築確認申請のデータなどから明らかになりつつある。
	そうすると、愛着だけでは抜本的な対応にならず、経済的なインセンティブまで用意しないとなかなか難しい。すぐにできるものではないが、お
	金が回っていくような仕組みの検討や、町家所有者の意向確認などもしな
	がら考えていく必要があると感じている。 なお、滅失が進んではいるが、旧街道沿いには、まだ比較的多く分布し
	ているなど、在郷町エリア内でもメリハリがあることもわかってきたの
	で、重点的なエリアを設定して施策を打っていく方向性もあるだろう。

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
○松本委員	一方で、開発が進んでいく流れがあるのは事実である。開発により新しいものができていくなかでの取組—例えば敷際を整えてもらうとか、色彩を誘導するなど—もセットで検討していかなければならないだろう。
〇谷田委員	(2) 在郷町エリアの景観像 登録文化財の指定等を受けているようなものはどれくらいあるか。
○福井次長	国の登録文化財としての指定を受けている町家は、上泉町に1件あると認識している。
○谷田委員	何を守っていくのかの仕分けも必要になってくるかと思う。
○加我委員	在郷町エリアとして、どんな景観を目指すのかを明確にしたうえで、そのなかで個別の歴史資源を守るべきものとして捉えるのかどうかという問題である。 現状、在郷町エリアを特徴づける要素として、茨木町家があると捉えられているということになる。
○稲津委員	(3) 茨木町家 資料では、「茨木町家」という表現がなされているが、茨木独特の町家ということか。
○福井次長	茨木市にしかないというわけではない。伝統的意匠を残す建物が、茨木市の在郷町エリアには比較的多く存在しているという点を捉えて、「茨木町家」と表現させていただいている。
○松本委員	細かく見ていくと、長屋型は近世では農地だったという沿革がある。 個別の町家は北大阪から京都にかけて一般的なものだが、そうしたまち の成り立ちも含めてトータルで考えたときに、「茨木らしい」、というこ とは言えると思う。
○加我委員	「京町家」という言葉がある。「茨木町家」という言葉は、もしかすると対外的に発信していくいいキャッチコピーになるかもしれない。
	(4) 町家の用途

	議 事 の 経 過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
○高砂委員	町家の用途は。ほとんどが住戸か。
○福井次長	ほとんどが住戸として利用されている。
○山口委員	(5) 支援のための財源 景観重要建造物の指定により保全を図っていくとしても、そのための財源が必要である。当然これからの検討となるわけだが、ふるさと納税制度を活用するという方法もある。 また、仮に公共がお金を入れるとしても、そのかわりに町家を地域に開いていくような取組もセットになるべきである。このような相互的な仕組みが検討されるとよいと思う。
○加我委員	3 屋外広告物の取組 最後に、屋外広告物の取組について、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加我委員	事務局からの説明は以上である。何かご意見やご質問はあるか。
○中井川委員	(1) 取組の方向性 中心市街地などを重点的に規制・誘導していく方向性は理解するが、茨木市の特性として、豊かな山間部があり、その看板を適切に誘導するという視点も必要ではないか。条例なのかガイドラインなのかはともかく、いいデザインを誘導するようなこともお願いしたい。
○中井川委員	東西軸の取組における武田委員からの意見と同じ観点だが、屋外広告物について考えるならば、市として景観をどう考えるかをまず示す必要がある。この全体論をベースに個別の議論を進めてもらいたい。 例えば全体的なビジョンとして、商業的な集積を目指すのか、居住地としての美しさ一例えば軽井沢のような一を目指すのか、この方向性をまず固めてはどうだろうか。
○加我委員	その全体ビジョンに賛同が得られると、新たな規制に対しても事業者が ついてきてくれるだろう。

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	一つ良いものができると、その隣の事業者も変わってくる。一方で、隣 の事業者がアクセントカラーの強い広告物を使っていると、より目立つ広
	告物が掲出されてしまうなど、悪循環になっている事例もある。
	市内の屋外広告物が、より良くなるよう競ってもらえるような取組を期
	待する。
	(2) 広告物の安全性確保
○綿谷委員	色彩や大きさなど、屋外広告物の表示の仕方が議論の中心になっている
	が、事故につながるような危険な広告物の規制も必要である。補助金等に
	よる誘導など、市としてどう取り組んでいくのかも含めて、検討されてはどうか。
○福井次長	危険な広告物の規制が必要であることは十分認識している。
	なお、他団体でも補助制度を設けられている事例があると認識している
	が、本市の取組において、現時点では補助金等は想定していない。
○綿谷委員	補助金による誘導は想定していないとのことだが、屋外広告物の安全性
	確認については、点検の専門資格保有者と連携し、看板のまち歩きをして
	オーナーに指導していくような取組事例もある。こうした取組は積極的に
	検討されたい。
○加我委員	既存不適格、違法なものもあろうかと思う。それも含めて、景観形成、
	安全性確保の両面から取組を検討されたい。
	(3)他団体事例の調査等
○黒川委員	他団体事例を調査されるとのことで、これは非常に重要である。
	そのときに、その規制によってどのような効果が出たのかも含めて調べ
	られるとよい。
○山口委員	ベースとなる規制に対して、重点的に規制・誘導するエリアを設定する
	という方向性だと思うが、特に最近はメリハリをきかせた規制・誘導をし
	ようという動きが活発である。事例調査にあたっては、最近の事例を意識
	的に調査されたら良いと思う。
	参考に、私が関わった奈良市の屋外広告物条例では、メリハリの観点か
	ら、駅前で思い切った規制強化を行ったが、市民、事業者の理解を得なが
	ら進められたと聞いている。一方で、沿道については、広告板の高さのば

	議 事 の 経 過
発 言 者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	らつきが課題であると捉えて、屋外広告物の高さ規制により、高さを6m以下に抑えることとした。 いずれにしても、メリハリをきかせるのは重要である。全体ビジョンはもちろん必要だが、そのなかで駅前広場とメインストリートは少し他とは一段違う位置づけになるのではないかと思う。
○加我委員	箕面市と茨木市の間で広告物の状況がかなり変わる印象がある。 資料 53 ページにあるような自立式の広告塔、こうした高い塔はあまり ないのが箕面市である。他団体事例ということであれば、こうしたすぐ隣 の事例も参考にされてはどうかと思う。箕面市は、全体ビジョンとして住 宅都市としての落ち着きを目指されている結果かもしれない。 岸和田市も、景観形成の観点から、独自の屋外広告物条例制定に向けて 取組みを始められている。 各団体と、情報共有など連携を深めていくとよいと思う。
○加我委員	さて、本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力頂き感謝する。 以上で、令和3年度第1回茨木市景観審議会を閉会する。事務局から連絡事項があればお願いする。
○中島係長	委員の皆様には、活発な議論をいただき感謝する。 次回の景観審議会は、令和4年の2~3月頃を予定している。後日日程 調整をさせていただくので、よろしくお願いする。
	(11 時 45 分閉会)